

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、奈良県知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年12月26日

奈良県監査委員 芝 池 多津子

同 井 上 圭 吾

同 中 川 崇

同 伊 藤 將 也

令和6監査年度 第1回分

ア 本庁

部・局名	所属名	実施日	監査結果	措置の内容
知事 公室	秘書課	令和6年 7月16日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が2件(契約額合計77,000円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
	統計分析課	令和6年 7月16日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の広告契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が3件(契約額合計150,000円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
	奥大和地域 活力推進課	令和6年 7月24日	<p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけら</p>	<p>道路運送車両法及び総務部長通知に基づき、適切な定期点検整備を実施する。当該車両は6か月点検が必要であることが担当者間で引き継ぎ</p>

		<p>れており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和4年度及び令和5年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。(注意事項)</p> <p>補助金等の額の確定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の額の確定は、県が報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業等の成果が適合したことを認め、交付すべき補助金等の額を確定する旨の意思決定である。令和5年度において、実績報告書に添付された収支決算書に記載された内容と支出証拠書類等の突合等による審査を行わず額の確定を行っていた事例が1件(交付決定額5,000,000円)認められた。</p> <p>また、上記の1件では、交付団体名を誤ったまま交付決定等の補助金交付事務を行っていた。</p> <p>今後は、同規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	<p>されていなかったため、今後は引継ぎ書等に記載し所属としての共通認識事項とする。また、定期点検日等を可視化して共有するため、所属職員全員が日々確認する業務スケジュール表に記載するとともに、整備工場から半年点検の案内が送付されるよう依頼し、計画的に定期点検整備を実施する。なお、当該車両において、令和6年度は6か月ごとの点検整備を実施している。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県補助金等交付規則に基づく適切な事業完了確認や補助金(負担金)の額の確定手続きについて職員に再度周知を行った。今後は、現地調査等を実施し、実績報告書に添付された収支決算書に記載された内容と支出証拠書類等の突合を行う。また、補助金等の交付決定等の決裁過程においてチェックシートによる複数人でのチェック体制を整える。</p>
消防救急課	令和6年6月6日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の負担金について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件(契約額</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、支出負担行為を行う時期等を一覧できるチェックリストを作成して複数人で進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

			<p>5,800,000円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>補助金の過払いについて</p> <p>令和5年度の補助金について、金額を誤って支出した事例が1件(過払い額70,000円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>奈良県補助金等交付規則、奈良県会計規則等に基づき、支出命令の適正な執行に努めるとともに、会計事務の手引き等を活用し課内各担当のスキルアップを図り、決裁過程において係員全員を承認者に設定することでチェック体制を強化するなど、適正な事務処理に努める。</p>
	安全・安心まちづくり推進課	令和6年6月6日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額合計36,300円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為の適正な執行に努めるとともに、物品購入伺い決裁時点で支出負担行為の要不要の確認を徹底すること、文書管理システム内においても決裁ルートを定型化したものを作り、進捗状況を的確に管理するなど、実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
総務部	法務文書課	令和6年8月26日	<p>支出科目の誤りについて</p> <p>令和5年度の認証機器の購入代金について、経費の性質が備品購入代金であることから予算科目を備品購入費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が1件(契約額22,000円)認められた。</p> <p>今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>会計局が作成する「会計事務の手引き」等を起案時に事前確認すること及び決裁過程において随時参照することを徹底し、再発防止に努める。</p>

人事課	令和6年 8月26日	<p>現金出納簿の未記入について</p> <p>資金前渡職員は、現金出納簿を備え、必要な事項を記載するものとされているのに、令和4年度及び令和5年度の現金出納簿について、8か月分の記入が漏れていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、資金の受払が生じた時点で、すみやかに現金出納簿への記載を行う。また、例月の所属長検査を受ける前に、複数の職員で通帳残高との突合を行うことで支払が完了していることの確認を行い、適正な事務処理に努める。</p>
税務課	令和6年 8月26日	<p>県税に係る未収金の回収について</p> <p>県税については、税務課及び各県税事務所において、差押を中心とした滞納処分の推進に取り組んでいる。特に、市町村が賦課徴収を行う個人県民税については、市町村への支援・協働徴収の取り組みを強化するなど、多額の未収金がある個人県民税、自動車税（令和元年10月より自動車税種別割）の徴収の強化に努めている。このことにより、令和5年度の県税徴収率は、令和4年度に比べ0.1ポイント上昇し98.6%となる見込みであり、未収金の縮減についても着実な改善が認められる。</p> <p>しかしながら、未だ令和5年度末見込みで約16億9,886万円の多額の未収金があり、また、徴収率は全国で下位にある。</p> <p>今後も税負担の公平性と財源確保の観点から、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、引き続き効果的かつきめ細かな徴収対策の推進に努められたい。</p> <p>(意見事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときと</p>	<p>令和5年度の県税徴収率は過去最高の98.6%となった。これは税の公平・公正を確保し、納期内納付の徹底及び当該年度以降への滞納繰越を極力発生させないことを目標に早期の滞納整理を進め、税込確保に努めた取り組みの成果が出てきたものと認識している。</p> <p>しかしながら、さらなる未収金額の縮減を目指すべく、次のとおり取り組みを行っている。</p> <p>まずは、滞納状態の早期解消を目指す取り組みの一例として、課税台数が40万台を超える自動車税は、当年度分の滞納の長期化を防ぐため、コールセンターを設置し、自主的な納付の呼びかけを行い新たな未収金の発生防止に努めている。</p> <p>次に、県税に係る未収金額のうち65.2%、約11億円（令和5年度実績）を占める個人県民税については市町村が賦課徴収を行うため、県の職員を市町村へ派遣、市町村職員として滞納整理に直接従事する派遣型協働徴収を行い、滞納整理の実務面で市町村への支援・協働徴収を強化し、きめ細やかな徴収対策を推進している。</p> <p>令和7年度に向けて市町村がより活用し易い派遣制度に改正するなど、引き続き公平、公正な税務行政の実現と税込確保のため、徴収強化に向けて取り組んでいく。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるよう、職員に周知徹底を図った。</p> <p>今後は、複数人によるチェックを</p>

		<p>されているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 47,080 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>行うなど決裁過程におけるチェック体制を強化し、再発防止に努める。</p>
管財課	令和6年 8月26日	<p>土地建物貸付料の調定事務の遅延について</p> <p>令和5年度土地建物貸付料について、奈良県公有財産規則で定められた納期限（令和5年4月25日）を経過した後に調定及び納入の通知を行っていた事例が1件（調定額 460,180 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県公有財産規則に基づき、調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>現年度歳出に係る戻入処理の誤りについて</p> <p>令和5年度の役務費（自動車損害賠償責任保険料）について、既に支払った保険料の返納を受けるに当たり、出納閉鎖期日前であることから、現年度歳出予算に係る戻入処理とすべきであるのに、誤って歳入の雑入として調定し受け入れていた事例が1件（調定額 12,850 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、歳出に係る戻入処理事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p> <p>業務委託契約に係る不適切な事務処理及び支出負担行為の遅延について</p> <p>産業廃棄物の運搬処理業務委託について、廃棄物の処理及び清</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県公有財産規則に基づき、調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、案件を一覧できるスケジュール表を作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則等に基づき、支出事務及び歳出に係る戻入処理事務等の適正な執行に努めるとともに、課内で戻入事務手続きのマニュアルを作成し、起案時に確認するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令並びに奈良県会計</p>

		<p>掃に関する法律及び同法施行令の定めにより契約金額の多寡にかかわらず契約書の作成を行わなければならないとされているのに、令和5年度の当該業務委託について、契約書を作成せず業務委託を行っていた事例が1件(契約額 159,500 円)認められた。</p> <p>また、委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、上記の1件では、支出負担行為を業務完了後に行っていた。</p> <p>今後は、同法及び同法施行令並びに奈良県会計規則等に基づき、契約書の作成及び支出負担行為事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>規則に基づき、契約書の作成及び支出負担行為事務等の適正な執行に努めるとともに、案件を一覧できるスケジュール表を作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>ファシリティマネジメント室（豊かな食と農の振興課に対する実地監査で注意事項となる）</p>	<p>令和6年 8月26日</p>	<p>公用車の購入に係る入札手続きについて</p> <p>令和5年度の公用車の購入に係るファシリティマネジメント室執行の入札手続き（豊かな食と農の振興課分）において、本来は入札の公告の中でリサイクル料金に非課税の項目が含まれること及びその計算方法を明記すべきであったのにそれを明記せず、入札書に記載した金額に100分の10に相当する額を加算した金額を落札価格とする旨を記載していた。このため、落札価格の決定に当たり、非課税の項目に消費税率を掛けて2,443円を加算していた。</p> <p>今後は、同様の事例が発生しないよう奈良県契約規則等に基づき公用車の購入に係る入札手続きの見直しを検討するなど、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>公用車の購入において、入札書に記載する金額に、自動車リサイクル料金及び法定預かり費用を入札額から除き、別途計上するよう適正な事務処理に努める。</p>
<p>デジタル戦略課</p>	<p>令和6年 8月26日</p>	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされてい</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を</p>

			<p>る時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約について、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件（契約額35,220,900円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならないが、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>（注意事項）</p>	<p>一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
	デジタル管理室	令和6年 8月26日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件（契約額合計63,910円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>（指摘事項）</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
文化・教育・くらし	企画管理室	令和6年 8月20日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件（契約額合計38,813円）認められた。</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、支出負担行為を行う時期について、複数職員で共有してチェックする体制を構築する等、支出負担行為事務の適正な執行に努める。</p>

創造部			<p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
文化財保存課	令和6年 8月20日		<p>公有財産台帳の登録漏れについて</p> <p>令和5年度に締結した土地購入に係る売買契約により引渡しを受けた土地について、公有財産台帳に登録していない事例が1件認められた。</p> <p>今後は、奈良県公有財産規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	<p>土地購入に係る売買契約により引き渡しを受けた土地については、奈良県公有財産規則に基づき適切な事務執行に努めるとともに、契約案件や契約時期、手続き状況を管理するチェックリストを作成して担当者間で事務内容を共有し迅速な事務執行に努める。</p>
文化財保存事務所	令和6年 8月20日		<p>給与の支出に係る不適切な事務処理について</p> <p>厚生年金保険、地方職員共済組合及び雇用保険の加入資格を満たさない会計年度任用職員3名について、厚生年金保険法、地方公務員等共済組合法及び雇用保険法等に基づき徴収される厚生年金保険料、共済組合保険料及び一般保険料を、令和6年3月分の報酬等より誤って控除していた事例が3件(控除額合計49,810円)認められた。上記のうち地方公務員等共済組合法等に基づく共済組合保険料(3名分合計17,203円)については、地方職員共済組合奈良県支部に支出していた。</p> <p>今後は、同法等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p> <p>労働保険料の支払の遅延について</p> <p>労働保険料については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律により保険関係が成立した後速やかに労働基準監督署へ届出し、また概算保険料の申告に基づき保険料を支払うこととされているのに、令和5年度において、会計年度任用職員に係る労働</p>	<p>社会保険の適用関係・要件についてチェックリストを作成し、複数職員で確認する体制を構築する等、支出事務の適正な執行に努める。</p> <p>担当者間で申告期限、支払期限について認識を共有するとともに、労働保険料の算定に必要な会計年度任用職員の現場別名簿を事前に作成・確認するよう工夫することで適正な事務の執行に努める。</p>

			<p>保険料について労働保険概算保険料申告書の提出及び労働保険概算保険料の支払が6か月以上遅延していた事例が1件（保険料額 112,100 円）認められた。</p> <p>今後は、同法に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について支出負担行為を納品後に行っていた事例が4件（契約額合計 437,482 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、支出負担行為を行う時期について、対象事業をリスト化し、複数職員でチェックする体制を構築する等、支出負担行為事務の適正な執行に努める。</p>
こども・女性局	女性活躍推進課	令和6年 5月23日	<p>入札公告に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県契約規則第28条(一般競争入札の公告)では、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第6条の規定による公告は奈良県公報に登載して行わなければならないとされているのに、令和5年度の業務委託の入札公告について、奈良県公報に登載していなかった事例が1件（契約額 116,600,000 円）認められた。</p> <p>今後は、同規則等に基づき、適正な入札事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>課員に対し、入札に関する事務への理解を深めるための研修を実施し、注意事項を課内にて共有し、再発防止に努める。</p> <p>業務量の多い事業を実施する場合は、事務をひとりに集中させないよう、主担当・副担当の二人体制で取り組む。</p>
	奈良っ子はぐくみ課	令和6年 5月23日	<p>現金出納簿の月例検査の未実施について</p> <p>資金前渡職員が備える現金出納簿について、所属長は、毎月末日に検査を行うこととされている</p>	<p>課員全員に改めて奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めることを周知すると</p>

			<p>るのに、令和5年度において、この月例検査を全く行っていなかった。</p> <p>今後は、チェック体制の充実を図り、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p> <p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和4年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が2件(交付決定額合計236,834円)認められた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記の2件では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。(注意事項)</p>	<p>もに、現金出納簿の取扱については、支払チェックシートとは別に月例検査分を作成して適正な事務執行を徹底するようチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県補助金等交付規則、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為及び補助金等の交付決定時期等の適正な執行に努めるとともに、補助事業については、交付申請受付や交付決定等のスケジュールを明確に明示し、複数名でチェックすることで、適正な事務処理に努める。</p>
福祉医療部	企画管理室	令和6年 5月27日	<p>補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則等に定める補助金等の額の確定は、県が報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業等の成果が適合したことを認め、交付すべき補助金等の額を確定する旨の意思決定である。</p> <p>令和4年度において、実績報告書に添付された収支決算書に記載された内容と支出証拠書類の突合等による審査を行わず額の確定を行っていた事例が1件(交付決定額1,850,000円)認められた。</p>	<p>「奈良県補助金等交付規則および補助金等の適正な事務執行について(通知)」に基づき、実績報告書と支出証拠書類等の突合を行うなど適切な履行確認を実施するとともに、調査内容や結果は記録し、所属内での共有を図る。</p>

		<p>今後は、同規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p> <p>自動車の管理及び使用状況の報告漏れについて</p> <p>公用車の管理については、自動車の管理及び使用に関する規則に基づき自動車の管理及び使用状況を毎年3月31日現在においてとりまとめ、自動車管理及び使用状況報告書により4月30日までにファシリティマネジメント室長に報告することとされているが、令和2年度から令和4年度において、公用車4台について報告を行っていなかった。 今後は、同規則に基づき、公用車の適正な管理に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>当該車両については所属で通常的に使用していなかったため報告の認識が漏れていた。今後は自動車の管理及び使用に関する規則に基づき、漏れなく報告を行うよう所属内での共有を強化する。なお、当該車両4台については既に他所属に保管転換しているため、現在当課で保有していない。</p>
地域福祉課	令和6年 5月27日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件（契約額合計 243,485 円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、支出負担行為等を一覧できる事業スケジュールを用いて進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を強化し、再発防止に努める。</p>
長寿・福祉 人材確保対 策課	令和6年 5月27日	<p>調定事務に係る不適切な事務処理について</p> <p>歳入の調定については、法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならぬとされているが、令和5年度において、委託契約に係る研修業務の一部を県の職員に依頼したことにより発生した講師謝金の費用について、契約変更</p>	<p>今回発生した事案について、課内で情報共有するとともに、地方自治法施行令等に基づき、適正な事務の執行に努める。加えて決裁過程において複数の担当者による書類確認を徹底することにより所属におけるチェック体制を強化し、再発防止に努める。</p>

			<p>により契約額から減額すべきであったのに、法令又は契約に基づかず雑入として調定していた事例が1件（調定額 90,100 円）認められた。</p> <p>今後は、地方自治法施行令等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>	
	障害福祉課	令和6年 5月27日	<p>児童措置費負担金の徴収過大について</p> <p>児童福祉法に基づき徴収する児童措置費負担金について、令和元年6月分から令和5年1月分までの負担金の算定を誤ったため、徴収額が過大となっていたものが5件（徴収過大額合計 312,300 円）認められた。令和5年1月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、同法等に基づき適正な会計処理の徹底に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件（契約額 49,500 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>負担金額算定に際し、複数の職員によるチェックを徹底するなどチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>また担当職員の負担金制度への理解を深めるため、担当者職員研修等を拡充する。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
医療・介	医療保険課	令和6年 5月27日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約</p>

護 保 險 局			<p>の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額107,789円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>書の作成事務等の適正な執行に努める。</p> <p>具体的には、会計局・主管課連絡会議の内容を所属長・会計事務担当管理職から課内全員に周知徹底することにより、適切な会計事務を行うための意識改善に努めるよう注意喚起を図るとともに、事業者の選定後、速やかに契約の相手方と調整を行い、遅滞なく契約書を作成する。また、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
医 療 政 策 局	健康推進課	令和6年 8月27日	<p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について</p> <p>公用車の車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が1件（保険料70,600円）認められた。</p> <p>自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適時適正に処理すべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が2件（契約額合計165,000円）認められた。</p>	<p>公用車に係る自動車損害賠償責任保険料については、業者が立替払をすることの無いよう継続車検前に支出するよう徹底する。</p> <p>今後は同様の案件が起こらないよう複数職員で公用車管理を行い、実効性のあるチェック体制を構築し、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、「支出負担行為整理区分表」を案件毎に漏れなく確認し、遅滞なく支出負担行為を行うよう職員に周知徹底を図った。今後は複数名の職員で事務の進捗確認を確実に実施するなど、決裁過程におけるチェック体制を整備する。</p>

			<p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
	薬務課	令和6年 8月27日	<p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について</p> <p>公用車の車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が1件(保険料 12,850 円)認められた。</p> <p>自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適時適正に処理すべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品等購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 28,362 円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>公用車に係る自動車損害賠償責任保険料については、業者が立替払をすることの無いよう継続車検前に支出するよう徹底する。</p> <p>今後は同様の案件が起こらないよう複数職員で公用車管理を行い、実効性のあるチェック体制を構築し、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、「支出負担行為整理区分表」を案件毎に漏れなく確認し、遅滞なく支出負担行為を行うよう職員に周知徹底を図るとともに、物品購入伺い決裁時点で支出負担行為の要不要の確認を徹底するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
水循環・森林・景観課	水資源政策課	令和6年 7月18日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度及び令和5年度の備品購入契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行って</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

境 部			<p>た事例が2件（契約額合計1,564,200円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額1,210,000円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
	廃棄物対策課	令和6年 7月18日	<p>支払遅延による過年度支出の発生について</p> <p>地方自治法においては各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、令和3年度の職員旅費（13件16,670円）について、該当職員が令和3年度内に請求せず、令和5年3月に令和4年度予算から支出していて、過年度支出となっていた。</p> <p>今後は、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>地方自治法に規定されている会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努める。</p> <p>また、旅費請求は職員が総務事務システムで行うこととなっており、通常の支出事務に対するチェック体制では請求漏れ等の管理ができないため、各職員に対する旅行終了後の速やかな請求入力実施の周知に留まらず、管理職が総務事務システムで職員の旅費請求状況の確認を毎月行うなど、実効性のある内部統制の整備に取り組む。</p>
	景観・自然環境課	令和6年 7月18日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約</p>

			<p>の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の工事請負契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が2件(契約額合計 1,562,550円)認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の2件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を確認できる一覧表、工程表、チェックシートを作成して進捗状況を管理する等、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
産業・観光・雇用振興部	産業振興総合センター	令和6年 3月21日	<p>負担金の交付事務に係る審査等の体制のあり方について</p> <p>県の担当課室が補助事業者等である実行委員会等の事務局を兼ねている場合、利益相反のおそれがあるため、当該補助金等の交付事務に係る責任者及び担当職員を、実行委員会等の事務局長及び事務局員と別の者にする等、より透明性の高い審査体制とするよう努めることとされているが、令和5年度奈良県小規模事業者等デジタル化推進協議会への負担金については、負担金の交付事務を担当する職員を、当該負担金の交付申請や交付対象事業を行う同協議会の事務局員と兼務させ別の者にしていなかった。</p> <p>今後、負担金の交付事務の執行に当たっては、交付事務担当職員を協議会の事務職員と別の者にするなど、負担金の適切な審査の確保が図られるよう、審査等の体制を整備されたい。(意見事項)</p>	<p>ご指摘以降、速やかに負担金交付事務担当者と協議会事務局担当者を別にすることにより、適切な審査及び事務執行に努めている。</p>

	<p>企業立地推進課</p>	<p>令和6年 5月23日</p>	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が2件（契約額合計533,000円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>指摘事項につき課内周知し、再発防止を徹底するよう指導し、ミスの未然防止のため会計局発行の「契約締結等の委任及び支出負担行為等の手続に係る事務処理の整理区分」を課全体に配布し、各節の事務処理手順の再確認を実施。 引き続き、奈良県会計規則等に基づき、所属におけるチェック体制を強化し、複数の担当者による書類確認とスケジュール管理を行い、支出負担行為の適正な執行と再発防止に努める。</p>
	<p>雇用政策課</p>	<p>令和6年 5月23日</p>	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額49,478円）認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について 今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、物品調達手続きを確認するチェックリストを作成して、購入する物品に対応する必要な手続きを係内で共有、確認するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則に基づき、支出命令の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、新しくなった産業部のチェックシートを活用して、必要な手続きを係内で共有、確認するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>観光局</p>	<p>観光プロモーション課</p>	<p>令和6年 6月6日</p>	<p>実行委員会負担金に係る精算について 令和4年度の「知れば知るほど奈良はおもしろい」実行委員会事</p>	<p>当実行委員会は今年度で解散予定であるため、解散に際しての決議に</p>

	<p>業負担金において、「知れば知るほど奈良はおもしろい」実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、収支決算の収支差額を翌年度に繰り越し、県はその収支決算に基づき額の確定を行っていた。実行委員会は県、市町村、民間団体の負担金により事業を実施しているが、収支決算において収支差額が生じた場合の返還割合等が定められていないため、県は同負担金の対象事業、負担割合等を明確にし、収支差額が生じた場合の返還額等が明確となるよう交付要綱又は負担金交付事務等の見直しを検討されたい。（意見事項）</p> <p>委託契約における再委託等に係る不適切な事務処理について</p> <p>委託契約における再委託等に係る事務処理については、再委託等の申請書の提出を受けて、内容を審査の上、適当と認められる場合に限り承認することとされているが、令和5年度において、再委託等されていることを所属が把握しないまま再委託等されていた事例が2件（契約額合計112,695,000円）認められた。</p> <p>今後は、会計局通知等に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まされたい。（注意事項）</p> <p>委託契約に係る不適切な事務処理について</p> <p>令和5年度の委託契約において、委託履行期間途中で仕様内容の変更が生じたのに、変更契約の手続きを行っていなかった事例が1件（契約額40,000,000円）認められた。</p> <p>今後は、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まされたい。（注意事項）</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が</p>	<p>において、収支決算の収支差額が発生した場合には適正な事務処理に努める。</p> <p>委託契約において、委託事業者に再委託が生じるかどうか十分に確認し、必要な場合は再委託の申請をさせ、内容を審査し適当と認められるか判断する。</p> <p>今後は、同様の事案が発生することのないよう、複数の職員によるチェックを徹底し、適正な事務の執行に努める。</p> <p>委託契約において、業務内容の変更が生じた場合は、速やかに課内で情報共有し、変更契約の手続きを適時行うよう周知徹底する。</p> <p>今後は、同様の事案が発生することのないよう、補助事業の進捗状況の把握を定期的に行うよう職員へ注意喚起を行うとともに、事業計画変更承認申請を受け、適正な事務の執行に努める。</p> <p>事務の執行に際しては、関係法令や規則等を確認し、特に指導のあつ</p>
--	---	--

			散見された。事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。(注意事項)	た点について情報を共有し再発防止に努める。 また、複数の職員によるチェックを徹底し、内部統制の整備に努める。
食と農の振興部	企画管理室	令和6年 7月29日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の備品購入契約について支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 88,550円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)	奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為等の適正な執行に努めるとともに、執行予定のある契約等については予定表を作成し、複数名での管理を徹底するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。
	中央卸売市場再整備推進室	令和6年 7月29日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和4年度の備品購入契約について支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 29,700円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)	奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為等の適正な執行に努めるとともに、物品調達手続きを確認するチェックリストを作成し、支出負担行為の要不要の確認を徹底するなど各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。
	農業経済課	令和6年 7月29日	郵便切手の管理に係る不適切な事務処理について 令和5年度において、郵便切手の亡失(金額 720円)が認められた。 また、上記の亡失について、奈良県会計規則に基づき速やかに知事及び会計管理者に報告すべ	奈良県会計規則に基づき、郵便切手の適正な管理を徹底するため、郵便切手を使用する際は、郵便切手使用簿への記入と使用郵便切手(金額・金種)の確認を必ず複数人(使用者と担当者)で行うとともに、担当

			<p>きであったのに、令和6年1月の郵便切手等交付簿に使用分として実態と異なる内容を記載していた。なお、その後同年3月に亡失に係る所要の手続きを行っていた。</p> <p>郵便切手等は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。今後は、同規則に基づいた郵便切手等の適正な管理を徹底し、不適切な事務処理の再発防止に努めるべきである。（指摘事項）</p>	<p>者は郵便切手を使用した日ごとに、郵便切手交付簿に記入し、郵便切手の残数を照合のうえ、課長または課長補佐の確認を受けるなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
県土マネジメント部	道路建設課	令和6年8月7日	<p>土地建物貸付料の調定事務の遅延について</p> <p>令和5年度の土地建物貸付料について、奈良県公有財産規則で定められた納期限（令和5年4月25日）を経過した後（1か月経過）に調定及び納入の通知を行っていた事例が1件（調定額4,100,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県公有財産規則に基づき、調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部のチェック体制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県公有財産規則等に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、調定案件、納期限等を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
	道路マネジメント課	令和6年8月7日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が4件（契約額等合計143,492,000円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>	<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、事業及び契約事務の担当者による相互確認のうえ、業務の進捗管理を行うことで、支出負担行為の適正な執行と再発防止に努める。</p>

	リニア推進 ・地域交通 対策課	令和6年 8月7日	<p>補助金等の交付決定等に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則に定める補助金等の交付決定は、県が交付申請者に対して、補助事業等を行った場合に一定金額の補助金等を交付する旨の意思決定である。令和5年度において、交付決定に当たり、実際に交付決定を行った日から1か月以上遡った日付を交付決定日としていた事例が1件（交付決定額 3,250,000円）認められた。</p> <p>また、補助金等の交付決定について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、交付決定をするときとされているが、上記では、交付決定日としていた日付と同様に支出負担行為の日付を遡っていた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
	河川整備課	令和6年 8月6日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 26,545円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、発注物品や納品時期等を一覧できるリストを作成して必要となる事務手続きの進捗状況を的確に管理するなど、実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務に努める。</p>
地域 デザ イ	まちづくり 連携推進課	令和6年 7月25日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続きとして支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときと</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、適切な進捗管理及び複数人による多重チェックを実施するなど、組織としてチ</p>

ン 推 進 局			<p>されているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額145,860円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>チェック体制を構築し、適正な事務処理と再発防止に努める。</p>
県土利用政策課	令和6年 7月25日	<p>報酬等の誤払い及び過年度支出の発生について</p> <p>令和4年度及び5年度の報酬及び旅費について、債権者を誤って支出した事例が4件（支出額合計27,590円）認められた。</p> <p>また、地方自治法において、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならないとされているが、上記のうち令和4年度の報酬2件（支出額合計17,660円）では、正当債権者への支払いを令和6年5月に令和5年度予算から支出していて、過年度支出となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務において債務の確認を徹底するとともに、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努め、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出事務において債務確認を徹底するとともに、同法に規定されている会計年度独立の原則に基づき、適正な事務執行に努める。</p> <p>また、支出事務を行うにあたっては複数人によるチェックを行うなど決裁過程におけるチェック体制を強化するだけでなく、当該事務の誤りを職員に周知し注意喚起を行うことで、再発防止に努める。</p>	
公園緑地課	令和6年 7月25日	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>令和5年度末の郵便切手の保有残高が当該年度月平均使用料の6か月分を超え、かつ、その額が5万円を超えて多額（保有残高86,838円）となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>今後は、使用予定枚数の把握と台帳の残高確認を行い、適正な郵便切手の保有に努める。</p>	

			<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約について、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件（契約額22,473,000円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。</p> <p style="text-align: center;">（注意事項）</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、事務処理状況の共有やスケジュール管理の徹底により、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理と再発防止に努める。</p>
奈良公園室	令和6年6月6日		<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約について、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件（契約額2,000,000円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の1件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

			<p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p>(注意事項)</p>	
	住まいまちづくり課	令和6年7月25日	<p>契約の解除に係る不適正な事務処理について</p> <p>令和4年9月に売却した普通財産の土地について、当該土地の一部を電柱等の設置を目的として賃貸借契約を締結していた事業者と民法及び契約書の規定に基づく契約の解除を行わず、貸付料を収納していた事例が2件(貸付料合計7,658円)認められた。</p> <p>今後は、民法及び契約書等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>県有財産売却の際、適正に賃貸借契約を解除し貸付料を返還するため事務的なチェック体制を整備する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 売却等の方針が決まり行政財産から普通財産に変更する場合、当該売却候補地を行政財産の貸付地リストと照合し、売却後に賃貸借契約を解除すべき土地に該当するか確認する。 2. 売却等により所有権が移転する場合、普通財産の貸付地リストと照合し、売却後に賃貸借契約を解除すべき土地に該当するか確認する。 <p>上記について、複数年度にまたがることも想定されるため担当間の引継ぎを徹底させる。</p>
	建築安全推進課	令和6年7月25日	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>令和5年度末の郵便切手の保有残高が当該年度月平均使用料の6か月分を超え、かつ、その額が5万円を超えて多額(保有残高74,647円)となっていた。</p> <p>郵便切手は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、使用状況を的確に把握し、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>前年度月平均使用料の6か月分を参考に、1回あたりの購入額を少なくするなどして、その額を超えないように適正な郵便切手の保有に努める。</p>
教育委員会	学校支援課	令和6年8月1日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の委託契約について、支出負担行為を行うこととされている日から1か月以上3か月未満遅延して支出</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

		<p>負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 14,300,000 円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記の2件では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。</p> <p style="text-align: center;">（注意事項）</p> <p>工事請負契約に係る品質確保の方策について</p> <p>令和5年度の工事請負契約において、予定価格に比して請負代金の額が大幅に低い工事が複数認められた。ダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結）は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすいため、最低制限価格制度等を活用するなど、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがないよう方策を検討されたい。（意見事項）</p>	<p>当課発注の工事請負契約における公共工事の品質確保について、他府県での同事例の有無や取組事例を調査しつつ、最低制限価格の活用など、十分な品質が確保できる方策を検討する。</p>
教職員課	令和6年 8月1日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 276,562 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程のチェック体制を強化する。また、課内で「契約締結権限等の委任及び支出負担行為等の手続に係る事務処理の整理区分」を共有し、各課員が適正な支出負担行為事務を執行できるよう努める。</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程のチェック体制を強化する。また、課内で「契約締結権限等の委任及び支出負担行為等の手続に係る事務処理の整理区分」を共有し、各課員が適正な支出負担行為事務を執行できるよう努める。</p>

			<p>づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
	<p>高校の特色づくり推進課</p>	<p>令和6年8月1日</p>	<p>委託契約における再委託に係る不適切な事務処理について</p> <p>委託契約における再委託に係る事務処理については、再委託の申請書の提出を受けて、内容を審査の上、適当と認められる場合に限り承認することとされているが、令和5年度において、所属は再委託の必要性及びその事実を把握していたのに、承認申請手続きをさせないまま再委託されていた事例が1件（契約額1,393,590円）認められた。</p> <p>今後は、会計局通知等に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。 (注意事項)</p>	<p>「委託契約における再委託の取り扱いについて」の会計局通知に基づき、適正な執行に努めるとともに、契約時に再委託が発生する可能性がある案件であるかを確認の上、チェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
警察本部	警察本部	令和6年8月6日	<p>補助金等の額の確定に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県補助金等交付規則等に定める補助金等の額の確定は、県が報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に補助事業者が実施した補助事業等の成果が適合したことを認め、交付すべき補助金等の額を確定する旨の意思決定である。</p> <p>令和5年度において、実績報告書に添付された収支精算書に記載された内容と支出証拠書類の突合等による審査を行わず額の確定を行っていた事例が1件（交付決定額466,000円）認められた。</p> <p>今後は、同規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>額の確定を行う際は、奈良県補助金等交付規則等に基づき補助事業者から提出される報告書の内容確認及び証拠書類等算定基礎となる書類を精算書に確実に添付し、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適切な事務処理に努める。</p>

			<p>特定調達契約に係る不適切な事務処理について</p> <p>令和5年度の委託契約について、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約であるにもかかわらず、同令による随意契約手続を行っていなかった事例が1件（契約額50,180,988円）認められた。</p> <p>今後は、同令及び関係通知等に基づき、適正な事務処理に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。（指摘事項）</p>	<p>本部会計課が事業主管課と契約事務を進める際には、事業主管課に対して特定調達を含む契約等関係法令の指導・周知するとともに、双方での適用法令等の確認を徹底し、疑義が生じた場合は会計局に確認を行う。</p> <p>運転免許課においては、当該政令に定める適用基準額を超える事業について、起案時の根拠法令の適用に誤りがないよう執行計画策定時に該当事業のリストを作成し、担当係及び庶務係で共有することにより起案時及び課内決裁時のチェックを強化する。</p>
--	--	--	---	---

イ 出先機関

部・局名	所属名	実施日	監査結果	措置の内容
こども・女性局	女性センター	令和6年 3月21日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 49,500 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>支出負担行為の遅延が発生しないよう、職員に対し指摘事項について周知徹底を行った。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、備品購入に際しては、物品購入伺いの段階で支出負担行為の要不要の確認を徹底するなど、実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
	高田こども家庭相談センター	令和6年 4月10日	<p>予算の不適切な執行管理について</p> <p>令和5年度の電信電話代について、予算の令達依頼を適時に行わなかったため令達が遅延したことにより、正当ではない歳出科目（需用費）から一旦支出し、令達を受けた後に正当な歳出科目（役務費）に更正していた事例が1件（金額 16,681 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県予算規則に基づき予算の令達依頼を適切に行うとともに、適正な歳出科目で支出されたい。 (注意事項)</p>	<p>奈良県予算規則に基づき予算の令達依頼を適切に行えるよう、予算額、月毎の執行済額、今後の執行見込額及び予算不足額を表形式で整理し、不足が生じるであろう月を事前に把握するとともに、予算の令達依頼を適時に行い、正当な歳出科目で支出ができるよう適正な事務処理に努める。</p>
福祉医療部	中和保健所（うだ・アニマルパーク振興室に対する実地監査で注意事項となる）	令和6年 7月24日 (うだ・アニマルパーク振興室の実地監査の実施日)	<p>自動車の管理及び使用状況の報告漏れについて</p> <p>公用車の管理については、自動車の管理及び使用に関する規則に基づき自動車の管理及び使用状況を毎年3月31日現在においてとりまとめ、自動車管理及び使用状況報告書により4月30日までにファシリティマネジメント室長に報告することとされているが、令和4年度において保有していた公用車20台の内6</p>	<p>令和5年度は、自動車の管理及び仕様に関する規則に基づき、保有する公用車全てについて、その管理及び使用状況を適正に報告した。今後においても、車両の適正な管理に努める。</p>

		台について報告を行っていませんでした。 今後は、同規則に基づき、公用車の適正な管理に努められたい。 (注意事項)	
中和福祉事務所	令和6年 4月17日	委託契約における再委託に係る不適切な事務処理について 委託契約における再委託に係る事務処理については、再委託の申請書の提出を受けて、内容を審査の上、適当と認められる場合に限り承認することとされているが、令和5年度において、委託契約書に一部再委託の承認に関する事項を記載せず、再委託されていることを所属が把握しないまま再委託されていた事例が2件(契約額合計 23,100 円)認められた。 今後は、会計局通知等に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)	令和6年度委託契約において、再委託の有無について委託先町村に事前に確認し、一部再委託の承認に関する事項を記載するよう改めている。 今後は、会計局通知等に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、契約時に契約案件と再委託状況を一覧できるリストを添付し、適正な事務処理に努める。
吉野福祉事務所	令和6年 4月11日	支出科目の誤りについて 令和5年度の庁舎管理分担金について、経費の性質が分担金であることから予算科目を負担金、補助及び交付金で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が1件(支出額 27,442 円)認められた。令和5年8月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。 今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 (注意事項)	奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出するとともに、誤りとなった経費の性質が分担金である支払事例は決まっているので、担当者のみならず決裁者全員で情報共有しチェック体制を強化する。
藤の木学園	令和6年 3月22日	資金前渡に係る不適切な事務処理について 令和4年度の公共料金について、資金前渡の手続きが遅延したことにより資金前渡口座への入金が遅れたため、別の公共料金の支払のために同口座に入金していた資金前渡から支払っていた事例が3件(合計金額 44,313 円)認められた。その態様の内訳は、 ①役務費(9月分の電話代)に係る支払を誤って需用費(9月分の	奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務執行に努めるとともに、資金前渡(公共料金)にかかる執行予定表を作成し、複数の担当者によるチェック体制を整備し、計画的な事務執行を進め、進捗状況の管理を行うなど、適正な事務処理と再発の防止に努める。

			<p>水道料金) から支払っていた事例が 1 件、②役務費 (8 月分から 9 月分及び 2 月分から 3 月分の火災通報用電話代) に係る支払を誤って役務費 (8 月分及び 2 月分の F A X 通信費) から支払っていた事例が 2 件となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p> <p>予算の不適切な執行管理について</p> <p>令和 4 年度の公用車の車検受検に係る自動車重量税について、予算の令達依頼を適時に行わなかったため令達が遅延したことにより、正当ではない歳出科目(役務費)から一旦支出し、令達を受けた後に正当な歳出科目(公課費)に更正していた事例が 1 件(金額 34,200 円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県予算規則に基づき予算の令達依頼を適時に行うとともに、今後は適正な歳出科目で支出されたい。(注意事項)</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に 3 か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成 30 年 10 月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和 2 年度から令和 5 年度において、公用車 1 台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。(注意事項)</p>	<p>奈良県予算規則及び関係法規に基づき、適正な歳出科目で支出するとともに、予算執行時期を一覧で確認できる予定表を作成し、複数の担当者により進捗状況を確認するなど、チェック体制を整備し、適正な事務の執行と再発の防止に努める。</p> <p>道路運送車両法に基づき、遅滞なく定期点検整備を行うため、定期点検時期を一覧で確認できる予定表を作成し、点検計画の策定、共有を図るなど、計画的に点検整備を実施し、適切な公用車管理に努める。</p>
産業・観光・	競輪場	令和 6 年 8 月 22 日	<p>施設賃貸借契約の不適正な契約書の作成及び調定事務の遅延について</p> <p>令和 5 年度の施設賃貸借契約について、奈良県公有財産規則で定められた納期限とは異なる期</p>	<p>奈良県公有財産規則、奈良県会計規則等に基づき、施設賃貸借契約書作成及び同賃貸料調定事務の適正な執行に</p>

雇用振興部		<p>日を納期限として契約書を作成していた事例が2件(契約額合計264,313円)認められた。</p> <p>また、上記契約に係る令和5年度の施設賃貸料及び上記契約以外の令和5年度の施設賃貸料について、同規則で定められた納期限の日より後に納入の通知を行っていた事例が20件(調定額合計259,089円)認められた。</p> <p>今後は、同規則、奈良県会計規則等に基づき、契約書の作成事務及び調定事務の適時適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延等について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の修繕工事契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件(契約額合計27,934,247円)認められた。</p> <p>その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件(契約額26,284,247円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち1件</p>	<p>務める。</p> <p>契約書の作成については、令和6年度の契約より適正な納期限に是正している。調定事務については、調定時期を一覧できるチェックリストを作成し、進捗状況を管理している。引き続き契約書の作成事務及び調定事務の適時適正な事務処理に努めるとともに、決裁過程において契約案件、契約時期を確認するチェックリストを活用し、実効性のあるチェック体制の整備に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努める。</p> <p>指摘のあった2件の内、毎年契約を更新している1件(賃貸借契約)については、令和6年度より適正な時期に支出負担行為を行っている。もう1件(修繕工事契約)については100万円以上の需用費(修繕費)にもかかわらず支出負担行為兼支出命令で処理したものであり、再発防止のため、決裁過程において契約案件、契約時期を確認するチェックリストを活用することで、実効性のある内部体制の整備に努める。</p>
-------	--	--	--

			<p>(契約額 1,650,000 円) では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>源泉所得税の納付遅延について</p> <p>令和4年度の委託料について、源泉徴収済みの源泉所得税の税務署への納付を行っていなかったことにより、源泉所得税の納付が遅延していた事例が1件(納付すべき額 188,828 円)認められた。これに伴い、延滞税(3,200 円)及び不納付加算税(9,000 円)が発生していた。</p> <p>今後は、適正な源泉徴収事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>適正な源泉徴収事務の執行に努めるとともに、実効性のある内部統制の整備に努める。</p> <p>再発防止のため、委託料支払時に所得税源泉徴収チェックシートを添付するのみでなく、支出票の概要欄に払出予定時期を明記し、起票者と出納員が税務署への納付時期を共有することとする。</p> <p>また、歳計外現金受払状況について、毎月月初及び月末に出納員による確認を実施し、歳計外現金の支払い漏れがないか確認する体制を整備する。</p>
食と農の振興部	中央卸売市場	令和6年 5月30日	<p>施設の電気使用料の徴収過大について</p> <p>奈良県中央卸売市場条例に基づき徴収する施設の電気使用料について、令和5年5月分の使用料の算定を誤ったため、徴収額が過大となっていたものが1件(徴収過大額 81,176 円)認められた。令和5年7月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、同条例等に基づき適正な会計処理の徹底に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組みたい。 (注意事項)</p>	<p>奈良県中央卸売市場条例に基づき適正な徴収に努めるとともに、月途中で施設返還等があった場合は、日数、面積等に誤りがないかチェックリストを用い、担当者及びその他の職員の複数で確認することとする。</p>
	畜産技術センター	令和6年 8月5日	<p>労働保険事務の遅延について</p> <p>労働保険事務については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律により保険関係が成立した後速やかに労働基準監督署へ届出し、また概算保険料の申告に基づき保険料を支払うこととさ</p>	<p>労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づき、保険関係成立届の届出等について、適正な執行に努めるとともに、会計年度任用職員の採用時の手続項目として整理し、適正な事務処理に努める。</p>

			<p>れているのに、令和5年度において、会計年度任用職員に係る労働保険事務について保険関係成立届の届出、労働保険概算保険料申告書の提出及び労働保険概算保険料の支払が6か月以上遅延していた事例が1件（保険料額10,278円）認められた。令和5年11月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、同法に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p>	
家畜保健衛生所	令和6年3月22日		<p>資金前渡に係る現金出納簿の未作成について</p> <p>資金前渡職員は現金出納簿を備え、必要な事項を記載するものとされているのに、令和3年度、令和4年度及び令和5年度において、現金出納簿を作成していなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>支払遅延に対する遅延利息の発生について</p> <p>令和4年度の役務費（携帯電話等及び固定電話通信料）について、支払期限日を超過したため支払遅延に対する延滞利息が生じた事例が2件（延滞利息額合計232円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、適時、適正な事務の執行に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>資金前渡に係る不適切な事務処理について</p> <p>令和5年度の補償、補填及び賠償金並びに役務費（延滞利息及び令和5年5月分の固定電話通信料）について、資金前渡の手続きが遅延したことにより資金前渡口座への入金が遅れたため、令和5年5月分の役務費（携帯電話等通信料）の支払のために同口座に入金していた資金前渡から支払っていた事例が1件（金額8,218円）認められた。また、上記の延滞利息（金額18円）について、</p>	<p>奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、現金出納簿の作成を失念しないために、庶務担当者の「定例業務リスト」に現金出納簿の作成項目を追加し、そのリストを共有することにより、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則等に基づき、適時、適正な事務の執行に努めるとともに、庶務担当者の「定例業務リスト」に遅延利息が発生しないようにチェックリストを追加し、そのリストを共有することにより、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適時、適正な事務の執行に努めるとともに、「延滞利息金の発生防止について」の資料を作成し、その資料を共有することにより、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

			<p>経費の性質が遅延利息であることから予算科目を補償、補填及び賠償金で支出すべきであったのに、役務費（令和5年6月分の携帯電話等通信料に含めて）で支出していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適時、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>建設工事請書を徴取していない契約について</p> <p>建設工事の請負契約の締結に当たっては、契約額100万円未満の契約等で契約書の作成を省略する場合でも、建設工事請書を契約の相手方から徴取することとされているが、令和4年度の建設工事請負契約について、請書を徴取していなかった事例が1件（契約額41,800円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則及び会計局通知に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)</p>	<p>奈良県契約規則及び会計局通知に基づき、契約事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備し、実効性のある内部統制の整備に取り組む。特に「契約書を省略できる場合の請書の作成について」（平成27年1月6日付、会局総第88号、会局会第122号、会計局総務課長、会計局会計課長通知）を所内で共有した。</p> <p>支出事務等について、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組む。特に、会計事務の手引き支出編を熟読するように出納員及び会計事務担当者に周知した。</p>
<p>県土マネジメント部</p>	<p>流域下水道センター</p>	<p>令和6年8月22日</p>	<p>水道料金の徴収漏れについて</p> <p>令和3年度及び令和4年度の工事現場事務所にかかる水道料金について、工事現場事務所の設置者に請求していなかったため、過年度分を遡って徴収していた事例が1件（102,572円）認められた。</p> <p>今後は、地方公営企業法等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組む。</p>	<p>着工時に施工業者から、水道等使用の有無を含めた仮設事務所設置に係る資料の提出を求めることにより、遺漏が生じないよう改善を図るなど、チェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

			<p>むべきである。(指摘事項)</p> <p>自動販売機電気代の納入通知書の誤送付について</p> <p>令和4年度の自動販売機電気代について、納入通知書を納入義務者でない者に送付し、収納していた事例が1件(調定額7,522円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県流域下水道事業会計規則に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、チェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	<p>自動販売機設置にかかる県有財産貸借契約の更新状況を関係所管課に確認し、確認結果を付した調定決議文書を回議することで、チェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
教育委員会	大和中央高等学校	令和6年4月22日	<p>社会保険料の支出に係る不適切な事務処理について</p> <p>健康保険法及び厚生年金保険法等に基づき徴収される健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金について、日本年金機構へ被保険者報酬月額算定基礎届等を誤った内容で届け出たため、標準報酬月額が過大に決定され、事業主負担分の過払い22件(過払い額合計174,890円)及び被保険者負担分の過徴収22件(過徴収額合計169,190円)が認められた。</p> <p>今後は、同法等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。(指摘事項)</p>	<p>健康保険法及び厚生年金保険法等に基づき、健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金のもととなる被保険者報酬月額算定基礎届の作成事務の適正な執行に努めるとともに、該当者の①週の所定労働時間②雇用期間③賃金の月額④学生か否か⑤勤務場所を確認できるチェックリストを作成し、誤りがないか、決裁過程において実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
	高取国際高等学校	令和6年4月17日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の物品購入契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が3件(契約額合計1,190,846円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が</p>	<p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど、各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

		<p>2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち1件（契約額1,133,000円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	
榛生昇陽高等学校	令和6年 4月22日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額122,100円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>今後は、関係法令、奈良県会計規則、奈良県契約規則等を遵守するとともに、チェックリストを作成して進捗状況を的確に管理する等、事業の進捗管理と支出負担行為等を行う時期の把握を行い、適正な事務の執行と再発防止に努める。</p>
奈良養護学校	令和6年 3月22日	<p>資金前渡に係る不適切な事務処理及び過年度支出の発生について</p> <p>令和5年3月利用分の通信料金(5,194円)について、令和4年度予算により資金前渡された資金が口座に入金された後、別のFAX料金の口座振替が先行したため口座振替不能となり、令和4年度の出納整理期間中に支払い</p>	<p>資金前渡の手続きを行う際に、請求書に基づいて適正な口座振替日となっているか、他の口座振替と順番が前後していないか資金管理のチェックリストを作成して口座振替不能が生じないよう徹底し、資金前渡口座の管理を的確に行い支払い漏れがないよう適正な</p>

			<p>が行われなかったが、その資金の精算が1か月以上遅延していた。また、地方自治法においては各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないとされているが、上記1件では、令和5年7月に令和5年度予算から支出して、過年度支出となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、適時適正な前渡資金の管理を行うとともに、同法に規定されている上記の会計年度独立の原則に基づき適正な事務の執行に努め、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実行性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出事務における債務確認を徹底するとともに、複数の担当者による確認を行うなど、チェック体制を整備し、会計年度内の適正な執行と再発防止に努める。</p>
明日香養護学校	令和6年 4月17日		<p>住居手当の誤認定について</p> <p>住居手当の支給について、認定を誤ったため、過払いとなっていた事例が1件(過支給額 624,000円)認められた。</p> <p>今後は、一般職の職員の給与に関する条例等に基づき、適正な認定事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和5年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 37,400円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>	<p>一般職の職員の給与に関する条例等に基づき、適正な認定事務の執行に努めるとともに、担当者と申請者が認定条件と照らしながら申請書を確認し、認定後も内容変更がないか定期的に受給者に確認するなど、チェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、契約案件、契約時期、支出負担行為の要否等を一覧できるチェックリストを作成して進捗状況を的確に管理するなど各段階で実効性のあるチェック体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>

西和養護学校	令和6年 5月9日	<p>報酬の過払いについて</p> <p>令和5年度の報酬について、金額を誤って支出した事例が1件（過払い額 12,505 円）認められた。令和5年6月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p> <p>報酬及び旅費の二重払いについて</p> <p>令和5年度の報酬及び旅費について、二重に支出した事例が1件（支出額合計 56,056 円）認められた。令和5年6月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれない。（注意事項）</p>	<p>奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努める。また今回支出した報酬金額の誤りの原因が、会計年度任用職員の報酬単価を誤って算定したことであった。</p> <p>任用条件通知書を作成する際には人事担当者、庶務担当者のみならず会計責任者（出納員）も合議してチェックする決裁体制に変更し、報酬単価の算定に誤りがないよう適正な事務処理に努める。</p> <p>奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、会計年度任用職員等の一覧表を作成し、出納員がその職員に係る報酬と旅費の支払確認を行った際にチェックを入れて二重に支出することがないよう適正な事務処理に努める。</p>
--------	--------------	--	--

ウ 財政的援助団体等

所属名	実施日	監査結果	措置の内容
奈良県土地開発公社	令和6年 8月22日	<p>支出事務に係る不適切な事務処理について</p> <p>令和4年度国道168号無電柱化推進事業の用地買収に係る前払代金について、高田土木事務所から道路建設課を経由して提出されるべき請求書がその過程で紛失されたため、道路建設課が原本証明を行った請求書の写しを添付して支出していた事例（支出額 11,535,120 円）が認められた。</p> <p>また、その後、上記の請求書の写しをカラーコピーを用いて作成した別の文書（高田土木事務所が作成）に差し替えていた。</p> <p>今後は、決裁過程におけるチェック機能を強化するなど奈良県土地開発公社会計規程等に基づいた支出事務の適正な執行に努めるとともに、組織としてコンプライアンス意識の向上を図るなど実効性のある内部統制の整備に取り組み、不適切な事務処理の再発防止に努めるべきである。</p> <p style="text-align: center;">（指摘事項）</p>	<p>決裁過程におけるチェック機能の強化や公社会計規程等に基づく支出事務の適正な執行を行うよう、監査実施後速やかに役職会で対応を検討し、公社職員に対し綱紀の粛正の徹底に関する理事長通知（令和6年8月28日付け）を発出し、周知を図った。</p> <p>今後とも不適切な事務処理の再発防止を図るため、機会あるごとにコンプライアンス意識の向上に努めていく。</p>